

日本総合ヨガ普及協会 規定書

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、日本総合ヨガ普及協会という。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所（本部）を兵庫県神戸市灘区王子町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、ヨガを通じて、幼児から高齢者まで幅広い階層に対して、病気の予防と健康維持・増進、精神安定支援等に関する普及啓発活動 及び 指導者の資質向上と育成を図る教育活動により、健康社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この協会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ヨガの教育
- (2) ヨガの指導者の人材育成
- (3) ヨガによる健康増進のための調査及び研究
- (4) ヨガによる健康増進・精神安定のための講演活動
- (5) 官公庁からのヨガ受託
- (6) 出版物、ビデオ等の発刊・販売

第3章 会員

(種別)

第5条 この協会の会員は、次の3種から構成される

- (1) 会員 本協会の目的に賛同して入会し、指導師の認定を受けた個人
- (2) 正会員 本協会の事業に賛同するため入会し、各理事の認定を受けた個人

(入会)

第6条 会員の入会について

- (1) 資格取得しようとするものは、各理事の主催する指導者養成コースを受講し、その理事の推薦を必要とする。尚、協会が定める試験に合格した者とする。

- (2) 会員として入会しようとするものは、協会が別に定める入会申込書により、協会に申し込むものとし、協会は正当な理由がない限り、入会を認めるものとする。
- (3) 本協会は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 会員は次に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- (1) 会員（指導師）--入会金 5,000 円 年会費 6,000 円
- (2) 正会員（正指導師）--入会金 5,000 円 年会費 12,000 円

(会員資格の更新)

第8条 会員資格の有効期間は1年とし、1年毎に更新する。（注意：更新しなければ自動的に退会したものとみなす）

会員資格の更新料は別途定める会員規定による。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、協会が別に定める退会届を協会に提出して、任意に退会できる。

(再入会) 退会后、再入会希望の時は再度受験し、入会と同じ扱いとする。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この規定書等に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をする等、本協会の倫理行為規範に違反したとき。
- (3) 総会が、除名要件に該当すると判断した場合、当該会員の会員資格を暫定的に停止することができる。
- (4) 前2項の場合においては、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えな

ればならない。

(処出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の処出金品は、返還しない。

第4章 指導師・正指導師

(資格認定)

第13条 本協会の定める別紙「指導師資格取得規定」が定める「指導師・正指導師認定試験 受験資格要項」を充足し、認定試験を合格した者、または同等の能力を有する者で、認定試験を合格した者に、指導師・正指導師の認定をするものとする。

(独立)

第14条 正指導師取得後は、独自で開講・運営できるものとする。

2. ただし資格取得後も本協会に所属するなど、本協会と良好な関係を保ち、協力してヨガの普及・発展を図るものとする。
3. 資格取得後は新規顧客を獲得するものとし、派遣指導中の教室からの生徒を故意に勧誘、召集してはならない。
4. 資格取得後に新規に教室を開講する場合は、既存会員が開催する教室と良好な関係を保てる場所に開講することが出来る。
5. 認定校制度については、別途に規定を定める。

(対抗処置)

第15条 前条に違反した者は、協会より除名をし、その旨を各方面に周知伝達するものとする。

第5章 役員等

(役員 の定義及び選任)

第16条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以内
 - (2) 監事 1人又は2人
2. 理事及び監事は、総会において会員又は会員の代表者としてその権利を行使する者の内から選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、会員以外の者から理事2人以内を選任することができる。
 3. 理事に選任される者はヨガを含む代替医療従事者とする。

4. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(役員職務)

第17条 理事長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、あらかじめ理事会において定める順序により、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
3. 理事は理事会を組織し、業務を執行する。
4. 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。

(解任)

第19条 役員は、本協会の役員としてふさわしくない行為をしたときは、総会の議決を経て、解任することができる。

(役員報酬)

第20条 役員には、総会の議決を経て、報酬を支払うことができる。

(顧問、アドバイザー)

第21条 本協会に顧問、アドバイザーを置くことができる。

2. 顧問は、理事会の承認を得て、学識経験者のうちから理事長が委嘱する。
3. アドバイザーは、本協会の普及発展に貢献する者を、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

第6章 総会

(種別)

第22条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2. 総会の議長は、総会において、出席会員のうちから選出する。
3. 通常総会は、毎年度事業終了後3月以内に開催する。
4. 臨時総会は、理事会において必要と認めるときに開催する。

(構成)

第23条 総会は、会員、正会員をもって構成する。

第7章 理事会

(理事会)

第24条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 理事会は、必要に応じ理事長が招集する。
3. 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決事項)

第25条 この規定において別に定めるもののほか、次の事項は理事会において審議し、又は決定するものとする。

- (1) 事業計画等総会に付議すべき事項及び総会の招集に関すること。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (3) 諸規定の制定又は改廃に関すること。
- (4) その他理事会において必要と認めた事項。

第8章 事務局

(事務局及び職員)

第26条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を得る。
3. 事務局長の選任は、理事会の承認を得て、理事長が任命する。
4. 事務局運営に関する事項は、事務局会議として、理事長・副理事長・事務局長が協議し、理事会の議決を得る。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第27条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(資産の構成)

第28条 本協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 助成金等
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入

(7) その他の収入

(資産の管理)

第 29 条 本協会の資産は理事長が管理し、その方法は理事会において定める。

(経費支弁の方法)

第 30 条 本協会の経費は、資産を超えて支弁してはならない。

(事業計画及び収支予算)

第 31 条 理事長は、事業計画及び収支予算の案を作成し、毎事業年度開始前に理事会の承認のもと、総会の議決を経なければならない。

(監査)

第 32 条 理事長は、監事とともに毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成する。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 財産目録
- (4) 貸借対照表
- (5) その他税務上必要な書類

(報告)

第 33 条 理事長は、毎事業年度開始の日から 3 月以内に理事会、総会に於いて、会計報告をしなければならない。

雑 則

(細則)

第 34 条 本規定書に定めるもののほか、本協会の業務運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(付則)

1. 本協会は平成 17 年 9 月 1 日に設立した。
2. 本規定のうち、総会に関する条項は有限責任中間法人の設立許可の日から施行する。
3. 本協会が有限責任中間法人及び一般社団法人を取得後、必要であれば本規定を見直すものとする。